

困ったら

消費生活センターへ相談

消費生活相談員(国家資格)が、トラブルの解決策や必要に応じて事業者との交渉など、対処方法のアドバイスをを行います。



秘密は守られますので、安心してご相談ください!

吉川市消費生活センター(商工課)

開設日時 月・火・水・木・金(祝・年末年始を除く)午前10時～正午、午後1時～3時

☎982・9697

消費者ホットライン

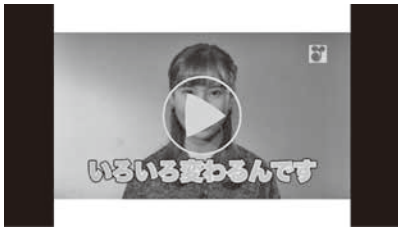
全国共通の電話番号で、身近な消費生活相談窓口をご案内します。(年末年始を除く)
☎188(いやや)局番なし

動画、マンガで

さらに詳しく!



●動画でわかる! 成年年齢引下げ18歳で大人! できること。できないこと。(政府広報オンライン)



●ゆりやんレトリィバアのラップ動画 詐欺被害! お金と契約と友達と (消費者庁)



●マンガでわかる! 大人への道しるべ (法務省民事局)



トラブルを防ぐためにご活用ください まちづくり出前講座「消費者講座」

ご希望の場所まで講師(消費生活相談員)が伺い、テーマ別に講座を行っています。

- 講座内容
1. 悪質商法の被害に遭わないために
 2. インターネット(スマートフォンなど)を安全に使うために(大人向け、子ども・保護者向け)
 3. 成年年齢引き下げ～悪質商法や契約トラブルを未然に防ぐために～
 4. 未来のために今からできること～身近なエシカル消費(SDGs)～

時間 30分から1時間30分で調整可

費用 無料

※詳しくは右記QRコードをご参照ください



3 から 6 ページの問合せ : 商工課 ☎982・9697、☎981・5392